

お詫びと訂正

中建国保だより 5月号の7ページに掲載した「令和8年8月より高額療養費制度が見直しとなります」につきまして、以下のとおり誤りがありました。深くお詫び申し上げますとともに訂正いたします。

【訂正箇所】

- (誤) ※「96万円未満 (旧ただし書き所得)」区分に該当することが確認できた場合は、年間上限 41 万円を適用。
- (正) ※「86万円未満 (旧ただし書き所得)」区分に該当することが確認できた場合は、年間上限 41 万円を適用。

令和8年8月からの自己負担限度額

【70歳未満】

所得区分 (旧ただし書き所得)	月額上限	年間上限
上位所得者 ア (901万円超)	27万0,300円 + (医療費 - 90万1,000円) × 1% 《多数該当: 14万0,100円》	168万円
上位所得者 イ (600万円超~901万円以下)	17万9,100円 + (医療費 - 59万7,000円) × 1% 《多数該当: 9万3,000円》	111万円
一般 ウ (210万円超~600万円以下)	8万5,800円 + (医療費 - 28万6,000円) × 1% 《多数該当: 4万4,400円》	53万円
一般 エ (210万円以下)	6万1,500円 《多数該当: 4万4,400円》	53万円※
低所得者 オ (住民税非課税)	3万6,900円 《多数該当: 2万4,600円》	29万円

※「96万円未満 (旧ただし書き所得)」区分に該当することが確認できた場合は、年間上限41万円を適用。

86万円